

寒河江市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 2年 9月25日
寒河江市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の最も重要な必須業務として明確に位置づけられた。

寒河江市においては、平地と中山間地があり、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実態に応じた取組を推進し、それに向けた対策の構築・強化を図ることが求められている。

特に、中山間地では、ほ場が狭小であるうえ、農道や水利環境が整備されていない耕作不便な農地が多く、遊休農地の発生が大いに懸念されることから、守るべき農地を明確にしながらかその発生防止・解消に努めていく必要がある。

一方、平地では、土地利用型農業の水稻作が占める割合が大きいため、農地中間管理事業等を活用し集約化した中で、担い手への農地利用の集積・集約を推進していかなければならない。

以上のような観点から、地域の実情を詳細に把握しながら活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進められるよう、寒河江市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を平成30年2月26日に策定した。

この指針において、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和5年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うことを定め、目標その他関連する事項を変更する。

また、単年度の具体的な活動については、これまでと同じく「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

平成29年3月を起点として、単年度における遊休農地の発生防止及び解消について、「目標及びその達成に向けた活動計画」における活動を行い、目標の達成に向けてその実現に努めてきたところである。

中間年を迎え、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に従い、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期にあわせ、最終年の目標に係る管内の農地面積をはじめ、遊休農地面積及び遊休農地の割合について、これまでの実績を踏まえて見直しを行った結果、以下のとおり修正する。

これによって、実績と目標の乖離を解消し、目標数値の適正化及び将来にわたりその実現を目指すものである。

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
開始年の現状 ※平成29年3月	2,600.0 ha	58.2 ha	2.2 %
中間年の現状 ※令和2年3月	2,540.0 ha (2,590.0 ha)	49.2 ha (42.0 ha)	1.9 % (1.6 %)
目 標 ※令和5年3月	2,500.0 ha (2,580.0 ha)	40.0 ha (25.8 ha)	1.6 % (1.0 %)

注1：目標は、平成28年度農地利用状況調査による現状等を考慮し、また、農地利用最適化交付金事業実施要綱等における農地利用の最適化に向けた活動の実施による成果の「遊休農地の発生防止・解消」の遊休農地率1%以下から、これまでの実績を踏まえた実現性の高い目標に変更している。

注2：上表各行下段括弧内の数は、当初計画（平成30年2月26日策定）の目標である。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員は、チーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、地区農用地利用改善組合や農協等の協力を得ながら、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連盟通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全

国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査に際しては、リーフレット等添付により農地中間管理事業に対する関心を高め、農地中間管理機構を活用する意向の拡大を図るとともに、調査の結果である農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続を行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区別された荒廃農地については、所有者・地域の意向及び、農地転用制度との整合性を図りながら速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

④ 地域を含めた活動の推進について

農業委員及び推進委員が連携しての遊休農地の解消に向けた地域への働きかけを支援するとともに、地域ごとの遊休農地の現状に関する情報を共有し、さらには地域での話合いの場等を通じて農業者を始め地域で共有化及び情報交換をすることによって地域の実態を把握し、地域の問題意識を高めるとともに、対応策の検討を進める。

⑤ 農地の守り手の確保について

農地を維持する観点で、家族農業も含めた経営形態のあり方を市農林課とともに検討する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

「1. 遊休農地の発生防止・解消について」における遊休農地面積等と同じく、実績と照らしながら中間年を迎えての見直しを行い、管内の農地面積を基礎として、最終年の目標に係る集積面積及び集積率について以下のとおり修正を行うものである。

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
開始年の現状 ※平成29年3月	2,600.0 ha	1,532.0 ha	58.9 %
中間年の現状 ※令和2年3月	2,540.0 ha (2,590.0 ha)	1,346.0 ha (1,799.0 ha)	53.0 % (69.5 %)
目 標 ※令和5年3月	2,500.0 ha (2,580.0 ha)	1,675.0 ha (2,064.0 ha)	67.0 % (80.0 %)

注1：見直し前の「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づく担い手への農地利用集積率80%を修正し、これにより「1. 遊休農地の発生防止・解消について」と同じく、最終目標数値の適正化を図る。

注2：上表各行下段括弧内の数は、当初計画（平成30年2月26日策定）の目標である。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想	特定農業団体その他の集落組織
開始年の現状 ※平成29年3月	1,944戸 (324戸)	250経営体	17経営体	11経営体	13団体
中間年の現状 ※令和2年3月	1,944戸 (324戸)	227経営体	18経営体	31経営体	11団体

【担い手の育成・確保の目標】

総農家数は、減少する見込みであるが、担い手の総数は、増加若しくは現状維持を目標とする。

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

注2：「総農家数（うち主業農家数）」は、2015年農林業センサスの数値。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」への積極的な参画について

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置づけ、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の見直しに積極的に取り組む。農業委員と推進委員は、地域の担い手の掘り起こしや認定農業者の再認定への働きかけを強化する。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市農林課、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて家族経営体や集落営農の組織化・法人化、新規参入者の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
開始年の現状 ※平成29年3月	4 人 (1. 1 9 ha)	0 法人 (0. 0 ha)
中間年の現状 ※令和 2年3月	13 人 (10. 9 ha)	5 法人 (14. 6 ha)
中間年の目標	13 人 (4. 2 ha)	3 法人 (6. 0 ha)
目 標 ※令和 5年3月	22 人 (7. 2 ha)	6 法人 (12. 0 ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県、県農業会議、農地中間管理機構等と連携し、地域の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

市農林課、市新規就農者支援育成協議会、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加するとともに情報収集等に努め、新規就農者の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

担い手が十分にいない地域では、企業も地域の担い手となり得る存在であることから、農地中間管理機構を活用して、積極的に企業参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。